

第79回国民体育大会 市町競技施設整備費補助金の概要について

1 目的

- (1)市町の財政負担を軽減し、競技施設の整備促進を図り、国体の円滑な運営に資するため
- (2)本県のスポーツ環境の整備に資するため

2 実施予定年度

平成29年度～平成36年度

ただし、中央競技団体の正規視察(平成30年度予定)以前に交付申請することができる整備事業は、交付申請時点で国体施設基準を満たすために事業実施が必要不可欠であることが明確であるものに限る。

3 補助対象事業

市町が行う競技施設整備事業のうち、以下のいずれかの要件を満たす事業

- (1)国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業
- (2)中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業
- (3)国体競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業

4 事業区分、補助率、補助限度額

区分		補助率等	
一般競技施設	特殊競技施設以外の競技施設	既存施設の改修	①補助率：1/2(国庫補助金等を除く。) ②補助限度額：1施設につき1億円まで
		新設および既存施設の改築または増築	①補助率：1/2(国庫補助金等を除く。) ②補助限度額：1施設につき1億円まで ※「改築・増築」については、改築・増築後の施設において、改築・増築前の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。 ※「新設」については、新設施設において、当該市町有施設の中で最も規模が大きい同種の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。
特殊競技施設	県内に国民体育大会施設基準を満たす施設がなく、国体およびリハーサル大会開催に合わせて常設または仮設により整備する競技施設	仮設	①補助率：10/10(国庫補助金等を除く。) ②補助限度額：知事が必要と認める額
		常設	①補助率：2/3(国庫補助金等を除く。) ②補助限度額：知事が必要と認める額

※特殊競技施設については次の競技をいう。

ボート、セーリング、自転車、馬術、弓道、ライフル射撃、山岳、カヌー、アーチェリー、クレール射撃、トライアスロン

5 補助対象経費

設計費、工事費、その他知事が必要と認める経費

<対象外>

- (1) 土地取得費
- (2) 造成に係る経費(仮設の特殊競技施設整備に伴い必要な地盤整地に係るものを除く。)
- (3) 補償費(仮設の特殊競技施設整備に直接必要な最小限度の経費を除く。)
- (4) 備品購入費
- (5) 外構、進入路、植栽、駐車場その他これらに類するものの整備費
- (6) 練習会場の整備費
- (7) 施設の維持管理上、通常必要となる維持補修費
- (8) 仮設施設の整備に係る経費(仮設の特殊競技施設に係るものを除く。)
- (9) 県の他の補助金の交付を受けて行う整備費
- (10) 既にこの補助金の交付を受けた事業と同一内容の事業を再度行う場合における当該事業に係る整備費(仮設の特殊競技施設に係るものを除く。)
- (11) 整備終了年度までに補助対象経費が通算して500万円未満の整備費

6 補助金額

補助金額 = (補助対象経費 - 国庫補助金・公的助成金) × 補助率

<補助対象経費の算出>

新設、改築の施設については、体育館の場合、全体事業費に新アリーナ面積(A)に占める旧アリーナ面積(新設の場合は、当該市町有の既存施設の中で最も規模が大きい体育館のアリーナ面積)からの増面積(B)の比率(B/A)を乗じて算出